

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金 Q & A（よくあるお問い合わせ）

令和7年4月1日
※ 随時更新します

Q 1 補助対象となる事業の具体的なイメージは何か？

A 1 この補助制度では、外国人の日本語学習の機会が継続的に得られる事業であるかという点を審査基準としています。具体的な事例は、日本語教室への参加、プライベートレッスン、オンラインレッスンの受講などです。企業等が主導的に外国人の日本語学習の機会を提供することを対象にしているため、自主学習等がメインとなる e-ラーニング講座等の受講は内容によって対象外となる場合がございますので、申請を検討される場合は、具体的な内容とともに担当者へご相談ください。
※生活に関する日本語学習が対象となりますので、専門技術習得のための研修受講費は対象外です。

Q 2 外国人に自主学習をしてもらうための教材費は対象となるか？

A 2 単に教材を購入して外国人に支給するのみでは、対象となりません。
この補助制度では、企業等が主導的に、外国人の日本語学習の機会を提供し、日本語能力の向上を支援する取り組みを対象としています。このため、一定の知識や経験を有する指導者のもとで学習機会が得られる日本語教室等への参加を推奨します。
自社の社員等が教育を行うことも想定されますが、当該教材を使用して継続的に日本語学習・指導を行う体制を構築していることを証する資料等をご提供いただく必要があります。なお、その際の社員の時間外手当は補助対象外です。

Q 3 オンラインレッスン受講のための PC 購入は補助の対象となるか？

A 3 パソコンは資産と見なされるため、対象となりません。事業期間内のリース契約費については、申請可能です。

Q 4 海外にいる内定者への日本語教育は補助の対象となるか？

A 4 日本に入国してからの日本語学習を対象としておりますので、海外での日本語教育は対象外です。

Q 5 日本語学習の成果は技能検定試験等を代替とすることができるか？

A 5 専門技術の試験を日本語試験の代替とすることはできません。日本語能力試験(JLPT)の受験を推奨しています。

Q 6 事業実施期間の設定はどのように行うのか？

A 6 補助事業の対象期間は令和 7 年度においては、令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月末までです。事業開始は交付決定日以降に可能となりますので、事業開始予定日は余裕をもった日付で交付申請を行ってください。

事業完了予定日は、実績報告のための日本語試験の結果公表日及び補助対象経費の支払いが完了し領収書が発行される日を考慮した日付で設定ください。最大で 2 月末日までです。

事業完了日から 1 ヶ月後、もしくは 3 月 5 日 のいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要がありますので、そちらも併せて考慮ください。

(3 月 5 日が土日・祝日の場合は、それ以前の平日まで。)

Q 7 やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワークへの参加が必要か？

A 7 補助金交付申請の前にネットワークへの加入が必要です。

Q 8 新たに外国人を雇用する場合に限るとは、どういうことか？

A 8 令和 7 年度の補助金事業においては、令和 6 年 4 月以降に雇用を開始した外国人労働者が対象となります。

なお、直接雇用でない派遣社員は対象外です。派遣会社の場合は、自社で雇用している正社員のみが対象です(派遣スタッフ、契約社員、パート、アルバイトは対象外)。

Q 9 実績報告とは具体的に何を提出する必要があるか？

A 9 以下の書類等を提出いただきます。

- ① 実績報告書 【様式第 6 号および別紙 1】
- ② 事業収支決算書 【様式第 6 号別紙 2】
- ③ 支出証憑(領収書、請求書)
- ④ 日本語能力試験結果
- ⑤ 補助金振込先口座
- ⑥ 学習の様子がわかる写真(写真説明コメント入り)

その他必要に応じて県から追加提出を求める場合があります。

※ 日本語学習の成果を測ることが補助金の交付要件となるため、収支予算における日本語能力試験の受験費用計上の有無に関わらず、日本語能力試験(JLPT、JFT-Basic のなど)を受験していただく必要があります。(可否は問いません)なお、未受験の場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金が交付されない可能性があるので、ご注意ください。

また、交付決定後の補助事業の内容に変更が生じた場合、原則として変更承認の申請が必要になります。変更承認申請手続きが行われなかった場合も、補助金が交付されない可能性がありますので、実施計画に変更が生じる前に早めに県にご連絡・ご相談ください。変更承認の手続きをご案内いたします。

(実績報告書の様式は事業完了予定日の概ね 1 ヶ月前に、県から送付します。)